

## 指定障害福祉サービス事業所等の人員・設備基準について

◆用語の定義.....	2
○居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護.....	3
○療養介護.....	3
○生活介護.....	4
○短期入所.....	5
○重度障害者等包括支援.....	7
○自立訓練（機能訓練）.....	8
○自立訓練（生活訓練）.....	9
○就労移行支援.....	10
○就労継続支援A型.....	11
○就労継続支援B型.....	12
○就労定着支援.....	13
○自立生活援助.....	13
○共同生活援助.....	14
○障害者支援施設.....	16
○一般相談支援（地域相談支援）.....	20

◆用語の定義

用語	定義
「常勤」	<p>指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間が、当該指定障害福祉サービス事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいう。</p> <p>当該指定障害福祉サービス事業所等に併設される事業所の職務であって、当該指定障害福祉サービス事業所等の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間に達していれば、常勤の要件を満たす。</p>
「専従」	<p>原則として、サービス提供時間帯を通じて指定障害福祉サービス等以外の職務に従事しないことをいう。この場合のサービス提供時間帯とは、従業者の指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間（療養介護及び生活介護については、サービスの単位ごとの提供時間）をいい、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。</p>
「常勤換算」	<p>指定障害福祉サービス事業所等の従業者の勤務延べ時間数を当該指定障害福祉サービス事業所等において常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該指定障害福祉サービス事業所等の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。この場合の勤務延べ時間数は、当該指定障害福祉サービス事業所等の指定等に係る事業所のサービスに従事する勤務時間の延べ数である。</p>

## ○居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護

### 【人員基準】

職種	必要数
管理者	常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）
サービス提供責任者	事業規模に応じて1人以上（管理者の兼務及び常勤換算も可）
従業者	常勤換算で2.5以上（介護福祉士、居宅介護職員初任者研修課程等の修了者など）

### 【設備基準】

設備	基準
事務室	事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室
受付等	利用申し込みの受付、相談等に対応するための適切なスペース
設備・備品等	必要な設備及び備品等を確保し、特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮する

## ○療養介護

### 【人員基準】

	職種	必要数
管理者		原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）
従業者	サービス管理責任者	・利用者数60人以下：1人以上 ・利用者数61人以上：1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 ※1人以上は常勤
	医師	健康保険法に規定する厚生労働大臣が定める基準以上
	看護職員	療養介護の単位ごとに、常勤換算で利用者数を2で除した数以上
	生活支援員	療養介護の単位ごとに、常勤換算で利用者数を4で除した数以上（1人以上は常勤）

### 【設備基準】

設備基準
医療法に規定する病院として必要とされる設備及び多目的室その他運営上必要な設備

## ○生活介護

### 【人員基準】

	職種	必要数
管理者	原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）	
従業者	サービス管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者数が60人以下：1人以上</li> <li>・利用者数が61人以上：1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</li> </ul> ※1人以上は常勤
	医師	日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
	看護職員	生活介護の単位ごとに、1人以上
	理学療法士、作業療法士 又は言語聴覚士	利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数
	生活支援員	生活介護の単位ごとに、1人以上（1人以上は常勤）
※看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算で、①から③までに掲げる平均障害支援区分に応じ、それぞれ①から③までに掲げる数 ① 平均障害支援区分が4未満：利用者数を6で除した数以上 ② 平均障害支援区分が4以上5未満：利用者数を5で除した数以上 ③ 平均障害支援区分が5以上：利用者数を3で除した数以上		

### 【設備基準】

設備	基準
訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること
相談室	間仕切り等を設けること
洗面所・便所	利用者の特性に応じたものであること
多目的室その他運営に必要な設備	

○短期入所

【人員基準】

	職種	必要数	
管理者	原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）		
従業者	併設事業所	指定障害者支援施設等である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合	当該施設の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上
		指定宿泊型自立訓練事業所等である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合	①又は②に掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれ①又は②に定める数 ①指定短期入所と同時に指定宿泊型自立訓練等を提供する時間帯 指定宿泊型自立訓練事業所等の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定宿泊型自立訓練事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定宿泊型自立訓練事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上 ②指定短期入所を提供する時間帯（①に掲げるものを除く。） 当該日の指定短期入所の利用者の数が6名以下については1以上、7名以上については1に当該日の指定短期入所の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
	空床利用型事業所	指定障害者支援施設等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合	当該施設の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上
		指定宿泊型自立訓練事業所等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合	①又は②に掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれ①又は②に定める数 ①指定短期入所と同時に指定宿泊型自立訓練等を提供する時間帯 指定宿泊型自立訓練事業所等の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該指定宿泊型自立訓練事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定宿泊型自立訓練事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上 ②指定短期入所を提供する時間帯（①に掲げるものを除く。） 当該日の指定短期入所の利用者の数が6名以下については1以上、7名以上については1に当該日の指定短期入所の

			利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
単独型事業所	指定生活介護事業所等	①指定生活介護等のサービス提供時間帯 当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上 ②それ以外の時間帯 当該日の利用者の数が6名以下の場合においては1以上の生活支援員又はこれに準ずる従業者、7名以上の場合においては1に当該日の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上	
	指定生活介護事業所等以外	上記②と同じ	

### 【設備基準】

設備		基準	
居室	併設事業所、空床利用型事業所	併設事業所又は指定障害者支援施設等の居室であって、その全部又は一部が利用者に利用されていない居室を用いること	
	単独型事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1の居室の定員：4人以下</li> <li>● 地階に設けてはならないこと</li> <li>● 利用者1人当たりの床面積：収納設備等を除き8平方メートル以上</li> <li>● 寝台又はこれに代わる設備を備えること</li> <li>● ブザー又はこれに代わる設備を設けること</li> </ul>	
設備	併設事業所	併設事業所及び併設本体施設の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の利用者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備（居室を除く。）を指定短期入所事業の用に供することができる	
	空床利用型事業所	指定障害者支援施設等として必要とされる設備を有することで足りる	
	単独型事業所	食堂	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 食事の提供に支障がない広さを有すること</li> <li>● 必要な備品を備えること</li> </ul>
		浴室	● 利用者の特性に応じたものであること
	洗面所、便所	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 居室のある階ごとに設けること</li> <li>● 利用者の特性に応じたものであること</li> </ul>	

## ○重度障害者等包括支援

### 【人員基準】

	職種	必要数
管理者	常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）	
従業者	サービス提供責任者	次のいずれの要件にも該当する者を1人以上（1人以上は常勤） <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援専門員</li> <li>・重度障害者等包括支援利用対象者に対する入浴、排せつ、食事等の介護その他これに準ずる業務に3年以上従事した経験を有する者</li> </ul>
	指定障害福祉サービス事業者（指定療養介護事業者を除く。）又は指定障害者支援施設の基準を満たしていること	

### 【設備基準】

設備	基準
事務室	事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室
受付等	利用申し込みの受付、相談等に対応するための適切なスペース
設備・備品等	必要な設備及び備品等を確保し、特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮する。

○自立訓練（機能訓練）

【人員基準】

	職種	必要数
管理者	原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）	
従業者	サービス管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者数が60人以下：1人以上</li> <li>・利用者数が61人以上：1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</li> </ul>
	看護職員	1人以上（1人以上は常勤）
	理学療法士、作業療法士 又は言語聴覚士	1人以上
	生活支援員	1人以上（1人以上は常勤）
※看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、常勤換算で、利用者数を6で除した数以上 ※訪問によるサービスの提供の場合は、上記に加えて、訪問によるサービスを提供する生活支援員を1人以上置くこと		

【設備基準】

設備	基準
訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること
相談室	間仕切り等を設けること
洗面所・便所	利用者の特性に応じたものであること
多目的室その他運営に必要な設備	

## ○自立訓練（生活訓練）

### 【人員基準】

	職種	必要数
管理者	原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）	
従業者	サービス管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者数 60 人以下：1 人以上</li> <li>・利用者数 61 人以上：1 人に、利用者数が 60 人を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 人を加えて得た数以上</li> </ul> ※1 人以上は常勤
	地域移行支援員	指定宿泊型自立訓練を行う場合に 1 人以上
	生活支援員	常勤換算で、①に掲げる利用者数を 6 で除した数と②に掲げる利用者数を 10 で除した数の合計数以上（1 人以上は常勤） ① ②に掲げる利用者以外の利用者 ② 指定宿泊型自立訓練の利用者
※訪問によるサービスの提供の場合は、上記に加えて、訪問によるサービスを提供する生活支援員を 1 人以上置くこと		

### 【設備基準】

設備	基準
訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さを有するとともに、必要な機械器具等を備えること
相談室	間仕切り等を設けること
洗面所・便所	利用者の特性に応じたものであること
※指定宿泊型自立訓練を行う事業所にあつては、上記の設備のほか、次の基準による居室及び浴室を設けること（指定宿泊型自立訓練のみを行う事業所の場合は訓練・作業室を設けないことができる） ●居室：居室の定員 1 人、居室面積が収納設備等を除き、7.43 平方メートル以上 ●浴室：利用者の特性に応じたものであること	

## ○就労移行支援

### <指定就労移行支援事業所の場合>

#### 【人員基準】

	職種	必要数
管理者	原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）	
従業者	サービス管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者数 60 人以下：1 人以上</li> <li>・利用者数 61 人以上：1 人に、利用者数が 60 人を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 人を加えて得た数以上</li> </ul> ※1 人以上は常勤
	就労支援員	常勤換算で、利用者数を 15 で除した数以上
	職業指導員及び生活支援員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総数：常勤換算で、利用者数を 6 で除した数以上</li> <li>・職業指導員の数：1 人以上</li> <li>・生活支援員の数：1 人以上</li> </ul> ※1 人以上は常勤

#### 【設備基準】

設備	基準
訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること
相談室	間仕切り等を設けること
洗面所・便所	利用者の特性に応じたものであること
多目的室その他運営に必要な設備	

### <※認定指定就労移行支援事業所の場合>

※認定指定就労移行支援事業所＝あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師の学校又は養成施設として認定されている指定就労移行支援事業所

#### 【人員基準】

	職種	必要数
管理者	原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）	
従業者	サービス管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者数 60 人以下：1 人以上</li> <li>・利用者数 61 人以上：1 人に、利用者数が 60 人を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 人を加えて得た数以上</li> </ul> ※1 人以上は常勤
	職業指導員及び生活支援員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総数：常勤換算で、利用者数を 10 で除した数以上</li> <li>・職業指導員の数：1 人以上</li> <li>・生活支援員の数：1 人以上</li> </ul> ※1 人以上は常勤

#### 【設備基準】

設備基準
あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師に係る学校養成施設として必要とされる設備を有すること

## ○就労継続支援A型

### 【人員基準】

	職種	必要数
管理者	原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）	
従業者	サービス管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者数 60 人以下：1 人以上</li> <li>・利用者数 61 人以上：1 人に、利用者数が 60 人を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 人を加えて得た数以上</li> </ul> ※1 人以上は常勤
	職業指導員及び生活支援員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総数：常勤換算で、利用者数を 10 で除した数以上</li> <li>・職業指導員の数：1 人以上</li> <li>・生活支援員の数：1 人以上</li> </ul> ※1 人以上は常勤

### 【設備基準】

設備	基準
訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること
相談室	間仕切り等を設けること
洗面所・便所	利用者の特性に応じたものであること
多目的室その他運営に必要な設備	

## ○就労継続支援B型

### 【人員基準】

	職種	必要数
管理者	原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）	
従業者	サービス管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者数 60 人以下：1 人以上</li> <li>・利用者数 61 人以上：1 人に、利用者数が 60 人を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 人を加えて得た数以上</li> </ul> ※1 人以上は常勤
	職業指導員及び生活支援員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総数：常勤換算で、利用者数を 10 で除した数以上</li> <li>・職業指導員の数：1 人以上</li> <li>・生活支援員の数：1 人以上</li> </ul> ※1 人以上は常勤

### 【設備基準】

設備	基準
訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること
相談室	間仕切り等を設けること
洗面所・便所	利用者の特性に応じたものであること
多目的室その他運営に必要な設備	

## ○就労定着支援

### 【人員基準】

	職種	必要数
管理者	原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）	
従業者	サービス管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者数 60 人以下：1 人以上</li> <li>・利用者数 61 人以上：1 人に、利用者数が 60 人を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 人を加えて得た数以上</li> </ul> ※1 人以上は常勤 ※一体的に運営している指定就労定着支援事業及び生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業の利用者の合計数に応じて配置する。
	就労定着支援員	常勤換算で、利用者数を 40 で除した数以上

### 【設備基準】

設備基準
事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、必要な設備及び備品等を備えること

## ○自立生活援助

### 【人員基準】

	職種	必要数
管理者	原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）	
従業者	サービス管理責任者	（常勤である場合） <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者数 60 以下：1 人以上</li> <li>・利用者数 61 以上：1 人に、利用者数が 60 人を超えて 60 又はその端数を増すごとに 1 人を加えて得た数以上</li> </ul>
		（常勤でない場合） <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者数 30 以下：1 人以上</li> <li>・利用者数 31 以上：1 人に、利用者数が 30 人を超えて 30 又はその端数を増すごとに 1 人を加えて得た数以上</li> </ul>
	地域生活支援員	1 人以上 ※利用者数 25 に対し 1 人を標準とし、利用者数が 25 又はその端数を増すごとに増員することが望ましい

### 【設備基準】

設備基準
事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、必要な設備及び備品等を備えること

○共同生活援助

【人員基準】

	職種	必要数		
		介護サービス包括型	日中サービス支援型	外部サービス利用型
管理者	常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）			
従業者	サービス管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者数が30人以下：1人以上</li> <li>・利用者数が31人以上：1人に、利用者数が30人を超えて30又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</li> </ul>		
	世話人	常勤換算で、利用者数を6で除した数以上	常勤換算で、利用者数を5で除した数以上	常勤換算で、利用者数を6で除した数以上 ※平成26年4月1日において現に存する事業所については、当分の間、10で除した数以上
	生活支援員	常勤換算で、次の①から④までに掲げる数の合計数以上 ① 障害支援区分3に該当する利用者の数を9で除した数 ② 障害支援区分4に該当する利用者の数を6で除した数 ③ 障害支援区分5に該当する利用者の数を4で除した数 ④ 障害支援区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数		
	備考		※共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上の夜間支援従事者を置くこと  ※世話人及び生活支援員のうち、1人以上は常勤でなければならない	

## 【設備基準】

設備	基準
住居	●住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあること ●指定事業所は、1以上の共同生活住居（※）を有すること
設備	●共同生活住居（※）は、1以上のユニットを有すること ●ユニットの居室面積：収納設備等を除き、7.43平方メートル以上
定員	●指定事業所の定員：4人以上 ●共同生活住居（※）の入居定員：2人以上10人以下（既存の建物を活用する場合：2人以上20人以下、知事（政令市及び中核市にあっては、当該市長）が特に必要と認めた場合：21人以上30人以下） ●ユニットの定員：2人以上10人以下 ●ユニットの居室の定員：1人（特に必要と認められる場合は2人）

### ※サテライト型住居について

本体住居との密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所で運営される住居（介護サービス包括型及び外部サービス利用型に限る。）。上記の「共同生活住居」には、サテライト型住居に係るものは除かれる（指定事業所の利用定員には含まれる。）。

### 【サテライト型住居の基準】

- ① 入居定員を1人とすること。
- ② 日常生活を営む上で必要な設備を設けること。
- ③ 居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

## ○障害者支援施設

### <生活介護を行う場合>

#### 【人員基準】

	職種	必要数
従業者	サービス管理責任者	・利用者数 60 人以下：1 人以上 ・利用者数 61 人以上：1 人に、利用者数が 60 人を超過して 40 又はその端数を増すごとに 1 人を加えて得た数以上 ※1 人以上は常勤
	医師	利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
	看護職員	生活介護の単位ごとに、1 人以上
	理学療法士、作業療法士 又は言語聴覚士	生活介護の単位ごとに、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合に、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数
	生活支援員	生活介護の単位ごとに、1 人以上（1 人以上は常勤）
※看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算で、①から③までに掲げる平均障害支援区分に応じ、それぞれ①から③までに掲げる数及び④に掲げる数を合計した数以上 ① 平均障害支援区分が 4 未満：利用者数（厚生労働大臣が定める者を除く。②及び③において同じ。）を 6 で除した数 ② 平均障害支援区分が 4 以上 5 未満：利用者数を 5 で除した数 ③ 平均障害支援区分が 5 以上：利用者数を 3 で除した数 ④ 厚生労働大臣が定める者である利用者の数を 10 で除した数		

### <自立訓練（機能訓練）を行う場合>

#### 【人員基準】

	職種	必要数
従業者	サービス管理責任者	・利用者数 60 人以下：1 人以上 ・利用者数 61 人以上：1 人に、利用者数が 60 人を超過して 40 又はその端数を増すごとに 1 人を加えて得た数以上 ※1 人以上は常勤
	看護職員	1 人以上（1 人以上は常勤）
	理学療法士、作業療法士 又は言語聴覚士	1 人以上
	生活支援員	1 人以上（1 人以上は常勤）
※看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、常勤換算で、利用者数を 6 で除した数以上 ※訪問によるサービスの提供の場合は、上記に加えて、訪問によるサービスを提供する生活支援員を 1 人以上置くこと		

〈自立訓練（生活訓練）を行う場合〉

【人員基準】

	職種	必要数
従業者	サービス管理責任者	・利用者数 60 人以下：1 人以上 ・利用者数 61 人以上：1 人に、利用者数が 60 人を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 人を加えて得た数以上 ※1 人以上は常勤
	生活支援員	常勤換算で、利用者数を 6 で除した数以上（1 人以上は常勤）
	※健康上の管理等の必要がある利用者があるために看護職員を置く場合、生活支援員及び看護職員の総数は、常勤換算で利用者数を 6 で除した数以上、生活支援員及び看護職員の数は、それぞれ 1 人以上置くこと ※訪問によるサービスの提供の場合は、上記に加えて、訪問によるサービスを提供する生活支援員を 1 人以上置くこと	

〈就労移行支援を行う場合〉

【人員基準】

	職種	必要数
従業者	サービス管理責任者	・利用者数 60 人以下：1 人以上 ・利用者数 61 人以上：1 人に、利用者数が 60 人を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 人を加えて得た数以上 ※1 人以上は常勤
	就労支援員	常勤換算で、利用者数を 15 で除した数以上
	職業指導員	1 人以上（職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか 1 人以上は常勤）
	生活支援員	1 人以上（職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか 1 人以上は常勤）
	※職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算で、利用者数を 6 で除した数以上	

〈※認定指定障害者支援施設が就労移行支援を行う場合〉

※認定指定障害者支援施設＝あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師の学校又は養成施設として認定されている指定障害者支援施設等

【人員基準】

	職種	必要数
従業者	サービス管理責任者	・利用者数 60 人以下：1 人以上 ・利用者数 61 人以上：1 人に、利用者数が 60 人を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 人を加えて得た数以上 ※1 人以上は常勤
	職業指導員	1 人以上（職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか 1 人以上は常勤）
	生活支援員	1 人以上（職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか 1 人以上は常勤）
※職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算で、利用者数を 10 で除した数以上		

〈就労継続支援B型を行う場合〉

【人員基準】

	職種	必要数
従業者	サービス管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者数 60 人以下：1 人以上</li> <li>・利用者数 61 人以上：1 人に、利用者数が 60 人を超過して 40 又はその端数を増すごとに 1 人を加えて得た数以上</li> </ul> ※1 人以上は常勤
	職業指導員	1 人以上（職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか 1 人以上は常勤）
	生活支援員	1 人以上（職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか 1 人以上は常勤）
※職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算で、利用者数を 10 で除した数以上		

〈施設入所支援を行う場合〉

【人員基準】

	職種	必要数
従業者	サービス管理責任者	当該施設等において、昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねること
	生活支援員	施設入所支援の単位ごとに、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者数 60 人以下：1 人以上</li> <li>・利用者数 61 人以上：1 人に、利用者数が 60 人を超過して 40 又はその端数を増すごとに 1 人を加えて得た数以上</li> </ul> ※自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型のみ提供にあつては、宿直勤務を行う生活支援員を 1 人以上とする

〈複数の昼間実施サービスを行う場合〉

【人員基準】

	職種	必要数
従業者	サービス管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者数 60 人以下：1 人以上</li> <li>・利用者数 61 人以上：1 人に、利用者数が 60 人を超過して 40 又はその端数を増すごとに 1 人を加えて得た数以上</li> </ul> ※1 人以上は常勤
	各サービスごとに常勤の配置が義務づけられている従業者	昼間実施サービスの利用定員の合計が 20 人未満である場合、1 人以上は常勤

**【設備基準】**

設備	基準
訓練・作業室	専ら当該施設等が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するもので、訓練又は作業に支障がない広さを有し、訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること
居室	<ul style="list-style-type: none"> <li>●居室の定員：4人以下</li> <li>●地階に設けず、利用者1人当たりの床面積について収納設備等を除き、9.9平方メートル以上とすること</li> <li>●寝台等、利用者の身の回り品を保管することができる設備及びブザー等の設備を備えること</li> <li>●一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下等に直接面して設けること</li> </ul>
食堂	●食事の提供に支障がない広さを有し、必要な備品を備えること
浴室	●利用者の特性に応じたものとする
洗面所、便所	●居室のある階ごとに設けて、利用者の特性に応じたものであること
相談室	間仕切り等を設けること
廊下幅	●1.5メートル以上（中廊下の幅は、1.8メートル以上）
<p>※認定指定障害者支援施設等が就労移行支援を行う場合の設備基準は、上記のほか、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有すること</p>	

## ○一般相談支援（地域相談支援）

### 〈地域移行支援〉

#### 【人員基準】

職種	必要数
管理者	原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）
従業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専従の指定地域移行支援従事者（業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）を置くこと</li> <li>・指定地域移行支援従事者のうち、1人以上は相談支援専門員であること</li> </ul>

#### 【設備基準】

設備	基準
事務室	事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましい（間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。なお、区分されていなくても業務に支障がないときは、指定地域移行支援の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りる）
受付等	利用申し込みの受付、相談等に対応するための適切なスペース
設備・備品等	必要な設備及び備品等を確保すること（ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、指定地域移行支援の事業又は当該他の事業所、施設等の運営に支障が無い場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができる）

### 〈地域定着支援〉

#### 【人員基準】

職種	必要数
管理者	原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）
従業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専従の指定地域定着支援従事者（業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）を置くこと</li> <li>・指定地域定着支援従事者のうち、1人以上は相談支援専門員であること</li> </ul>

#### 【設備基準】

設備	基準
事務室	事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましい（間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。なお、区分されていなくても業務に支障がないときは、指定地域定着支援の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りる）
受付等	利用申し込みの受付、相談等に対応するための適切なスペース
設備・備品等	必要な設備及び備品等を確保すること（ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、指定地域定着支援の事業又は当該他の事業所、施設等の運営に支障が無い場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができる）